

**高知県立あき総合病院経営支援業務  
公募型プロポーザル募集要領**

**1 事業の概要**

**(1) 委託業務名**

高知県立あき総合病院経営支援業務

**(2) 業務の目的**

ア 適正病床数及び入院料（入院基本料、特定入院料及び入院料加算等）の見直しに係る検討支援業務

高知県立あき総合病院では、増加する急性期患者への対応及び今後のあき総合病院を取り巻く医療環境を見据え、HCU（ハイケアユニット病棟）導入を含めた適正病床数等の検討を進めるとともに次期診療報酬の改定を見据えた入院基本料の見直しを検討するため、専門的な知識や実績を有する事業者からの提案・助言を参考に、当院に適した入院基本料の方向性を決定し、安定的な収益確保につなげることを目的とします。

イ 収益向上支援業務

専門的な知識を有する事業者から、次期診療報酬改定情報を迅速に収集し、また、診療報酬に関する助言を受けることにより、収益向上につなげていくことを目的とします。

**(3) 業務の履行期間**

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

中間報告書及び最終成果品の提出期限は次のとおり。

(中間報告書)

適正病床数及び入院料（入院基本料、特定入院料及び入院料加算等）の見直しに係る検討支援業務 平成 29 年 9 月 15 日

(最終成果品)

適正病床数及び入院基本料の見直しに係る検討支援業務 平成 30 年 3 月 31 日

収益向上支援業務 平成 30 年 3 月 31 日

**(4) 業務内容**

ア 適正病床数及び入院料（入院基本料、特定入院料及び入院料加算等）の見直しに係る検討支援業務

(ア) 適正病床数等の検討

(今後の当院を取り巻く医療環境を見据え、HCUの導入を含めた適正病床数及び病棟種別の検討を行う。)

(イ) アの検討内容や次期診療報酬改定を見据えた入院収益の試算

(上記アの検討内容や次期診療報酬の改定の施設基準の動向を見据え、様々なパターンでの入院収益の試算を行う。)

イ 収益向上支援業務

(ア) 次期診療報酬改定情報の収集、情報提供及び全職員向け説明会の開催

(イ) 診療報酬全般に関する問い合わせへの対応

(ウ) 収益向上に繋がる提案及び助言

#### **(5) 受託業者に求める基本条件**

ア 本業務を履行しうる十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。

イ 必要に応じて、会議等で使用する説明資料案の作成や会議等に出席して説明すること。

ウ ヒアリング、会議、打ち合わせ等は、適宜実施するものとし、議事録については受託者がとりまとめを行い、次の会議や打ち合わせまでに確認ができるようにすること。

エ コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）に関する取組みを徹底し、個人情報保護、情報セキュリティの保持についても徹底して留意すること。

オ 本仕様書に記載された業務内容にとどまらず、委託者にとって有益な情報の提供や効率的運営に寄与する提案を積極的に行うこと。

## **2 見積限度額**

9,236 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、本業務は平成 29 年度予算で執行するものであることから、平成 29 年度高知県公営企業局病院事業会計予算が可決されたときに確定するものである。

## **3 審査委員会の設置**

プロポーザル方式による企画の審査を厳正かつ公正に行い、適切な契約の相手方となる候補者と次点者を選定するため、別途定める「高知県立あき総合病院経営支援業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

## **4 契約の相手方の決定方法**

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを保証するものではありません。

選定後には、候補者と高知県立あき総合病院（以下「あき総合病院」という。）は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10 日（県の閉庁日を除く。）以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めてあき総合病院と交渉を行うこととなります。

## **5 資格要件**

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県における「平成 27～29 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登載されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 平成 29 年 3 月 1 日現在、過去 5 年間に、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院のうち、病床数が 200 床以上の公的病院に対する、経営改善に関する支援業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) この募集開始の日から当該事業の提案書の提出の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づき、高知県から入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること。

## 6 説明会及び現地案内

本プロポーザルに関する説明会を次のとおり行います。なお、会場の都合により 1 参加者（事業者）あたり 2 名までの参加とします。また、説明会への出席は任意ですので、出欠が本プロポーザルへの参加に影響することはありません。

### (1) 日時

平成 29 年 3 月 6 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで  
（※説明会終了後に現地案内を予定）

### (2) 場所（会場）

高知県安芸市宝永町 3 番 3 3 号  
高知県立あき総合病院 中会議室

### (3) 参加方法

平成 29 年 3 月 2 日（木）午後 5 時までに、説明会参加申込書（別紙様式 1）により持参、電子メール又はファクシミリで提出すること。電子メール又はファクシミリによる場合は、電話にて送信確認を要する。

なお、当日は募集要領（仕様書を含む。）及び様式集をあき総合病院のホームページより出力し、各自持参すること。

（申込先） 「14 問い合わせ先」に同じ

## 7 質疑と回答

質疑は、平成 29 年 3 月 9 日（木）午後 5 時までに質疑書（別紙様式 2）により持参、郵送（簡易書留又は郵便証明付き一般書留に限る。）、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで受け付けます。ファクシミリ又は電子メールによる場合は、電話にて送信した旨をお知らせください。質疑と回答の内容は、平成 29 年 3 月 16 日（木）までにあき総合病院のホームページに掲載します。なお、電話、口頭での問い合わせや受付期間外の質疑・照会は受け

付けません。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

本プロポーザルの参加を希望する事業者は、プロポーザル参加申込書（別紙様式3）に資格要件の確認書類（別紙様式4）を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	内容	規格	部数
3	プロポーザル参加申込書	参加をする事業者が記名・押印すること。	A4縦	正本 1部 副本 9部
4	誓約書	欠格要件がないことの誓約	A4縦	
5	事業者概要書	【添付資料】 パンフレットや会社案内等の資料を添付すること(既存資料のままでよい)。	A4縦	
6	事業実績一覧表	病院における経営改善等に関する事業実績	A4縦	

### (1) 参加申込書

#### ① 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

#### ② 提出期限

平成29年3月21日（火）午後5時（必着）

#### ③ 提出先

「14 問い合わせ先」に同じ

### (2) 資格要件の確認

あき総合病院で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を平成29年3月23日（木）までに申込者へ電子メールにて通知します。

### (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、病院長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 病院長は説明を求められたときは、説明を定めることのできる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「高知県立あき総合病院経営支援業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成してください。

## 10 審査

別途定める「高知県立あき総合病院経営支援業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。なお、参加者は、審査委員会に対するプレゼンテーションを実施してください。実施する日時、場所及び出席者等については別途通知します。

## 11 審査結果

審査結果は、平成29年4月下旬（予定）までに、すべての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112701/joko-johokoukai-index.html>

## 12 日程

平成29年2月23日(木)	公募開始
同年 3月 2日(木)	説明会参加申込期限
同年 3月 6日(月)	説明会及び現地案内
同年 3月 9日(木)	質疑提出期限
同年 3月21日(火)	参加申込及び資格確認書類提出期限
同年 4月 3日(月)	企画提案書提出期限
同年 4月上旬～中旬	審査委員会(プレゼンテーション)(予定) 審査結果通知(予定)
同年 4月中旬～5月中旬	随意契約(予定)

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（あき総合病院内及び審査委員会での使用に限る。）。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を非開示理由書（別紙様式7）により提出してください。

開示・非開示の判断は当該非開示理由書に基づき行うものではなく、当該非開示理由書を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

## 14 問い合わせ先

〒784-0027 安芸市宝永町3番33号

高知県立あき総合病院

担当者 経営事業課 前田、田村

電話番号 0887-34-3111  
ファクシミリ 0887-34-2687  
電子メール 620103@ken.pref.kochi.lg.jp  
あき総合病院ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/aki/>

## 15 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県、高知県公営企業局及びあき総合病院との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 平成29年度高知県公営企業局病院事業会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件契約手続きについて停止等を行うことがあります。